

小樽市災害廃棄物処理計画（概要版）

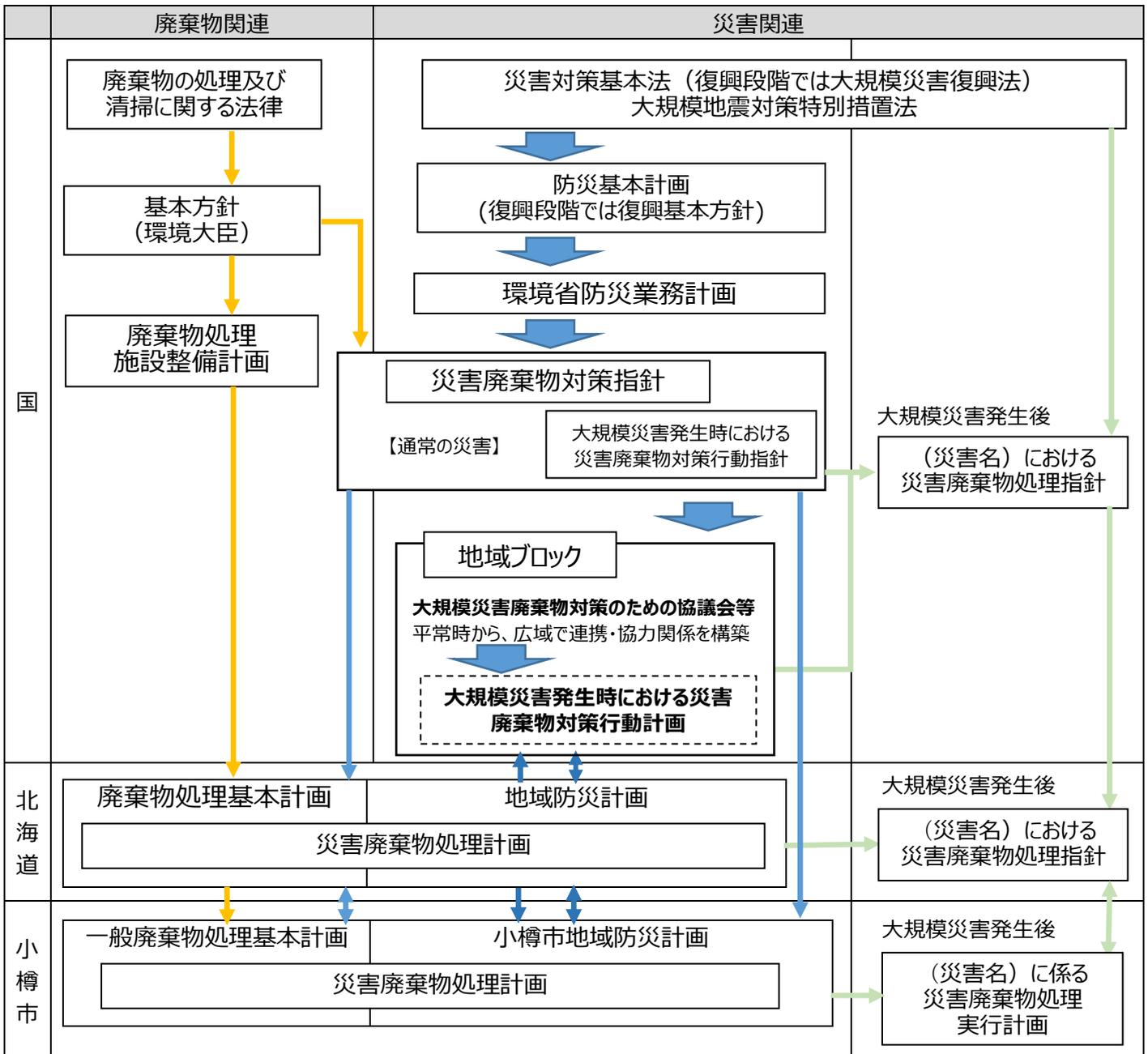
1 背景及び目的

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震、平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震、令和 2 年 7 月豪雨など、近年、広範囲に多くの被害をもたらす、ライフラインや交通の途絶など社会に大きな影響を与える震災や風水害が頻発している。本計画はこのような大規模災害により発生した災害廃棄物の処理体制を構築し、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、及び廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針（改定版）」のほか、大規模災害発生時の廃棄物対策において国が示した知見を基に、「小樽市地域防災計画」、「小樽市一般廃棄物処理基本計画」、「大規模災害時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画」及び「北海道災害廃棄物処理計画」等の関連計画と整合を図り作成する。

各法令、災害関係計画等の関係は以下のとおり。



3 想定する災害

本計画は、小樽市災害対策本部が設置される大規模な災害を対象とするが、被害の規模を推計するに当たり、小樽市地域防災計画に示される被害想定結果のうち、本市で最も大きな被害をもたらす「留萌沖の地震 走向N225°E」（冬の夕方）への対応を中心とした計画としている。また、被害規模に応じて、本計画や国・道の計画等で定める対応方策を参考に、状況に応じて柔軟に対応するものとする。

4 対象となる災害廃棄物等の発生量

災害による損壊家屋の撤去や家庭から排出される「片付けごみ」といった「災害廃棄物」のほか、生活に伴い家庭から排出される「通常の生活ごみ」、「避難所から発生するごみ」、仮設トイレ等からの「くみ取りし尿」等も併せて本計画の対象とする。想定される廃棄物等の発生量は以下のとおりである。

建物被害による災害廃棄物発生量

建物被害棟数（棟） (A)		発生原単位（トン/棟） (B)	廃棄物発生量（トン） (A×B)
全壊	156	117	18,252
半壊	844	23	19,412
焼失:木造	127	78	9,906
合 計			47,570

避難所ごみ及びし尿発生量

避難所ごみ発生量（トン/日）	し尿発生量（L/日）
2.5	6,387

5 災害廃棄物等処理方針

災害廃棄物等の処理は、以下の処理方針に拠る。

方針	内容
衛生的な処理	発生する生活ごみやし尿については、防疫のために生活衛生の確保を最優先事項として対応する。
迅速な対応・処理	生活衛生の確保、地域復興の観点から、災害廃棄物の処理は時々刻々変化する状況に対応できるよう迅速な処理を行う。
計画的な対応・処理	道路の寸断、一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や有効な処理施設の活用・設置などにより災害廃棄物を効率的に処理する。
環境に配慮した処理	特に建築物解体の際のアスベスト飛散防止対策、野焼きの防止、緊急処理施設におけるダイオキシン類対策等に配慮する。
リサイクルの推進	建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、災害時においてもリサイクルを推進する。
安全作業の確保	ごみの組成・量の違い、危険物の混入などに伴い、通常業務と異なることが想定されるため、作業の安全性の確保を図る。

6 災害廃棄物等処理に係る具体的行動

発災後の主要な業務スケジュールは以下のとおりである。災害の規模に応じてこの計画に基づく必要な対応を実施する。

	初動期（～24時間）	災害発生初期（～3日）	応急対応期（～3か月）	復旧期
収集・運搬	被害状況の情報収集	ごみ収集の実施 （ステーション、避難所等） 応援要請、受援体制の構築 災害廃棄物仮置場の設置		通常の収集体制への移行 災害廃棄物仮置場の撤去
災害廃棄物 処理	災害廃棄物処理のための準備	災害廃棄物の受入開始 （仮置場）	災害廃棄物の処理開始 （市有処理施設、民間処理施設）	処理の継続
仮設トイレ、 し尿収集運搬	下水道施設の被害状況確認 仮設トイレ数確認 収集車・作業員の確保	避難場所の情報収集 仮設トイレ設置計画の策定 仮設トイレ収集計画の策定 下水道施設への投入検討 仮設トイレの設置、収集開始 近隣市町村への応援要請	仮設トイレの増設等検討 収集継続・計画の再検討	関係機関・団体との調整 仮設トイレの撤去 通常業務への移行

7 仮置場選定の流れ

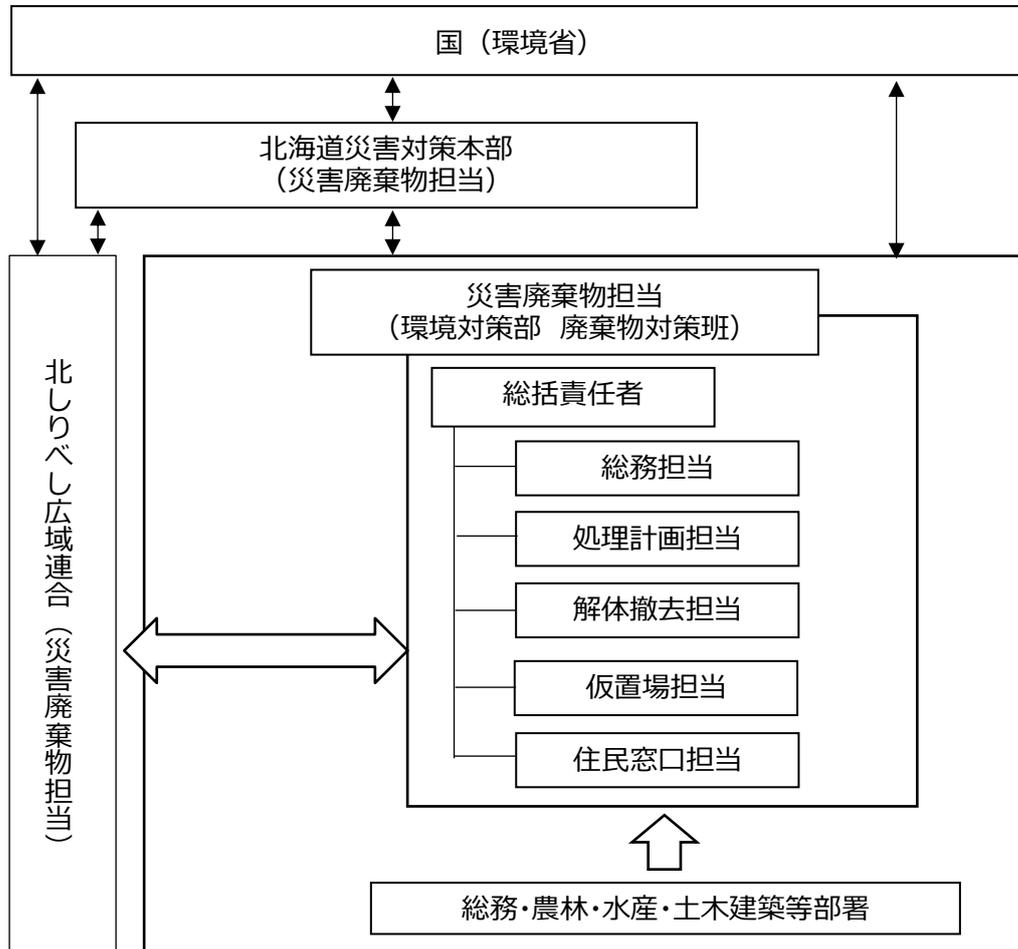
仮置場は、平常時から可能な限り候補地を検討しておき、発災後に必要面積、収集運搬、処理先等の条件を考慮して選定する。基本的には、本市内の公園やグラウンド等の一定の面積を有する公有地を利用する方針とするが、不足する場合は民有地の利用についても検討する。

仮置場の候補地は、対象災害における必要面積や搬入路・搬出路、地形条件等を確保できるよう選定を行っていくが、災害時には他の用途での利用もあり、面積の不足が想定される。このため、平常時から、他部局、関係機関とも調整しながら、用地の確保に努める。

<p>第1段階 仮置場候補地の抽出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の全域から、法律・条例等の諸条件によるスクリーニングを実施。 ・行政施策との整合性、自然環境、防災等の諸条件から除くべき区域は対象外とする。
<p>第2段階 仮置場候補地の絞り込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有地（公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾、町有地、市有地、道有地、国有地等）の利用を基本とする。 ・物理的条件（必要な面積を確保できるか、地形、地盤、形状、現状の土地利用等）に配慮する。 ・公有地で確保できない場合は民有地も検討する。
<p>第3段階 仮置場候補地の順位付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場候補地の自然環境、周辺環境、運搬効率、用地取得容易性等から評価項目を設定し、候補地を複数選定しておく。 ・発災後は現地を確認するとともに、総合的に評価して仮置場を選定し、配置計画を作成する。

8 災害廃棄物担当組織

発災後は、災害の規模に応じて、総括責任者のもと、総務、処理計画、解体撤去、仮置場、住民窓口などの役割を定めて災害廃棄物処理における組織体制を整える。また、北しりべし廃棄物処理広域連合とも連携して処理に当たるものとする。



9 災害時における行政機関との協定

災害時に市単独で処理することができない廃棄物が発生した場合は、被災状況に応じて協定に基づき国・道、他自治体へ支援を要請する。協定を締結していない他市町村等からの支援が必要な場合は、道を通じて協力を要請する。

協定名	協定先	関係する内容
災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	北海道市長会長及び北海道町村会長	食料・物資・資機材の提供、職員の派遣、車両等の提供、被災者の一時収容施設の提供等
札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定	札幌市、江別市、北広島市、石狩市、恵庭市、岩見沢市、千歳市、当別町、南幌町、長沼町、由仁町、新篠津村、南空知公衆衛生組合	大規模災害等による大量廃棄物発生時の支援等
小樽市、半田市、日南市災害時相互応援協定	愛知県半田市及び宮崎県日南市	食料・飲料水・物資・資機材の提供、職員の派遣、児童・生徒等の受入れ等